

山形県の最低賃金

【発効日：令和7年12月23日】

時間額

1,032円

77円
UP
⚡

鮭川村 小杉の太杉(トロの木)

特定(産業別)最低賃金 【発効日：令和7年12月23日】

ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業

時間額

1,070円 58円^{UP}

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額

1,055円 59円^{UP}

自動車・同附属品製造業

時間額

1,070円 58円^{UP}

自動車整備業
(自動車分解整備の業務に従事する者に限る)

時間額

1,032円

※山形県最低賃金が適用されます。

☆最低賃金引上げの環境整備のための支援策

業務改善助成金 《問合せ先》業務改善助成金コールセンター ☎0120-366-440 (受付時間 平日9:00~17:00)
キャリアアップ助成金 《問合せ先》山形労働局 助成金センター ☎(023) 666-3614・最寄りのハローワークへ!



【山形働き方改革推進支援センター】《問合せ先》☎0800-800-3552

社会保険労務士などの専門家が、事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、アドバイスを行います。

【最低賃金・最低工賃に関する問合せ先】

山形労働局労働基準部賃金室 ☎(023) 624-8224・最寄りの労働基準監督署へ!

■山形労働基準監督署 ☎(023) 624-6211

■庄内労働基準監督署 ☎(0235) 22-0714

■米沢労働基準監督署 ☎(0238) 23-7120

■新庄労働基準監督署 ☎(0233) 22-0227

■村山労働基準監督署 ☎(0237) 55-2815

厚生労働省

山形労働局・労働基準監督署・ハローワーク